

不正防止計画推進部署要項

第1 この要項は、青森大学科学研究費補助金等公的研究費取扱規程第2条の3に規定する、不正防止計画推進部署（以下「推進部署」という。）の組織及び業務について定める。

第2 推進部署の責任者に附属総合研究所所長を充てる。

第3 推進部署の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 附属総合研究所所長
- (2) 経営戦略局長
- (3) 学部長
- (4) 学長が指名する教職員

第4 推進部署は、不正行為の防止及び公的研究費等の適正執行のため、学長の監督のもと、次のことを行う。

- (1) 責任体系の明確化
- (2) 適正な運営・管理に関わる環境整備
- (3) 研究費の適正な運営・管理活動
- (4) 情報発信・共有化を推進する体制の確立
- (5) モニタリング

第5 推進部署は、学長が策定した基本方針に基づき、大学全体の不正防止対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。

第6 不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に明確なものとするとともに、不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容とし、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に必要な見直しを行う。

第7 業務を遂行するにあたり、必要に応じ、教職員の意見を聴取するものとする。

第8 推進部署の事務は、経営戦略局が行う。

第9 この要項の改廃は、学長が行う。

附 則

この要項は、平成27年2月16日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年3月16日から施行する。